

報 告 第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 5 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月15日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 6万9,850円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和2年2月12日午後0時30分頃、市道高木北通り線（高木町8番46号地先路上）において、東進中の普通自動車は道路側溝上を通過した際、破損していた側溝蓋のコンクリート片が跳ね上がり、車両を損傷した。